

知っていますか？

『部落差別解消推進法』

1 部落差別(同和問題)って何だろう？

2 日本の長い歴史の中で形づくられた身分制度や人々の意識のもとで受けていた差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の**重大な人権問題**です。

3 部落差別(同和問題)は、今もまだあるんですよ？
残念ながら、今もなお差別発言、差別的な内容の文書の送付、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがあったり…

4 他にも、土地差別や、身元調査などの事案があったりするって聞いたよ！
それをなくすために**部落差別解消推進法**という法律ができたんですよ！

5 **そうなんです！**
部落差別解消推進法は今もおお部落差別が存在することを認め、すべての国民の**基本的人権**を保障する**憲法**の理念にのっとり、**部落差別**は許されないものであるとの認識のもと、その解消のための**基本理念と行政の責務**を定めています！
また、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることで**部落差別のない社会**を実現することをめざしているのです！

6 宍粟市の取組について教えてください！
部落差別(同和問題)の正しい理解を広げるとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のために、次のことに取り組みます。
◆相談体制の充実(相談窓口の設置、法務局との相互協力)
◆部落差別を解消するための教育及び啓発(ホームページ・広報の充実、啓発用パンフレットの作成・配布)
みんなで考えていきましょう！



条文については、ホームページなどで確認することができます。
(<http://www.city.shiso.lg.jp/>)



部落差別(同和問題)をはじめ人権に関する相談

■法務省みんなの人権110番：☎0570-003-110

■宍粟市人権推進課：☎0790-63-0840